大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程(平成12年5月22日規程第10号)

(目的)

第1条 この規程は,大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成3年文部省令第38号)第6条の2第8項の規定に基づき,大学評価・学位授与機構の大学評価委員会の委員,専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期)

- 第2条 委員,専門委員及び評価員の任期は2年とし,それぞれの欠員が生じた場合 の補欠の委員,専門委員及び評価員の任期は,前任者の残任期間とする。
- 2 委員は,2期を限度として,再任することができる。ただし,再任できる委員は, 原則として委員総数の半数以下とする。
- 3 専門委員及び評価員は、原則として再任することはできない。 (委員長及び副委員長)
- 第3条 大学評価委員会に委員長及び副委員長各1人を置き,委員の互選により定める。
- 2 委員長は,大学評価委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(専門委員会)

- 第4条 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、 数個の専門委員会を置くものとする。
- 2 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は,委員長が指名する。
- 3 専門委員会に主査及び副主査各1人を置き,当該専門委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 4 主査は,専門委員会の会務を掌理する。
- 5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

(分科会)

- 第5条 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門委員会に、その所掌する 専門の事項の一部を分担させるため、分科会を置くことができる。
- 2 分科会に属すべき委員及び専門委員は,委員長が指名する。
- 3 分科会に主査及び副主査各1人を置き,当該分科会に属する委員及び専門委員の 互選により定める。
- 4 主査は、分科会の会務を掌理する。
- 5 副主査は,主査を補佐し,主査に事故があるときはその職務を代理し,主査が欠けたときはその職務を行う。

(議事の手続)

- 第6条 大学評価委員会の会議は,委員長が招集し,議長となる。
- 2 大学評価委員会は,委員の過半数の出席がなければ,会議を開き,議決すること

ができない。

- 3 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。
- 4 委員は,自己の関係する大学及び大学共同利用機関に関する事案については,その議事の議決に加わることができない。ただし,会議に出席し,発言することを妨げない。
- 5 前4項の規定は、専門委員会及び分科会の議事に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「主査」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか,大学評価委員会の運営に関し必要な事項は, 大学評価委員会が定める。